

化学物質等取扱事業者の皆様へ

令和5年4月から化管法の対象物質が変わります！



「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」施行令が改正され、対象物質が見直されました。**令和5年（2023年）4月1日施行**

見直し内容

第一種指定化学物質 462 物質→515 物質
第二種指定化学物質 100 物質→134 物質



詳細は、以下のホームページをご覧ください。

[化管法政令改正について（経済産業省ホームページ）](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html



改正に伴う PRTR 制度での対応

改正後の対象物質の排出・移動量の**把握は令和5年度**から、**届出は令和6年度**から実施。

	令和4年度 (2022年度)	改正 令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
把握	令和4年度分 (改正前物質)	令和5年度分 (改正 後 物質)	令和6年度分 (改正 後 物質)
届出	令和3年度把握分 (改正前物質)	令和4年度把握分 (改正前物質)	令和5年度把握分 (改正 後 物質)

届出期間は4月1日～6月30日です（6月30日が土日の場合は次の月曜日まで）。

届出には便利な**電子届出**をご利用ください。



電子届出の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

[PRTR 電子届出について（NITE（製品評価技術基盤機構）ホームページ）](https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html)

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>



このチラシに関するお問い合わせ先
滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係
〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1
TEL : 077-528-3357 FAX : 077-528-4844